

佐世保記念病院 指定訪問リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人誠愛会が開設する佐世保記念病院（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者（以下「要介護者等」という）の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、その他地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施するよう努める。

5 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名称 医療法人誠愛会 佐世保記念病院

(2) 所在地 長崎県佐世保市鹿子前町104番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 医師1名 常勤・兼務

(2) 理学療法士1名以上 常勤・兼務

(3) 作業療法士1名以上 常勤・兼務

(4) 言語聴覚士1名以上 常勤・兼務

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復や活動拡大を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は毎週月曜日～金曜日とする。但し、国民の休日に関する法律に規定する休日及び12月31日から1月3日までを除く。

(2) サービス提供時間は午前8時30分から午後17時30分までとする。

(指定訪問リハビリテーション(指定介護予防リハビリテーション)の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の内容は次の通りとする。事業所は、通院が困難な利用者に対して、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護者等の居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会適応能力、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行う、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーションとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 第8条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

(1) 実施地域を越えた地点から、片道概ね 1kmにつき 80円

(2) 実施地域を越えた地点から、片道概ね 10km以上 800円

3 前3項以外で費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、佐世保市(離島を除く)、佐々町の区域とする。

(苦情処理)

第9条 管理者は、提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者および家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに長崎県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報保護)

第11条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働大臣が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

(衛生管理)

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次号に掲げる措置を講じるよう努める。

(1) 事業所における感染症予防及びまん延防止のための感染対策委員会を定期的開催する。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修および訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるよう努める。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知を図るとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を

行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 施設は、従業員の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人誠愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。